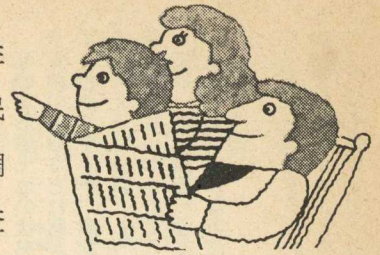


報 告 あかひけ

特 別 号
住 民 調 査



発 行 所 赤 池 町 役 場

“あなたの生活と意見を聞きます”

町の再建と、みんなのくらしのために

第一回 住民調査実施

赤池町では、いま町勢振興のための総合計画が検討されています。

これは赤池炭鉱の閉山によって人口が半減し、そのために商工業や農業など、あらゆる産業の力が弱くなって、住民の生活を苦しめているこの地域を、どのようにしてたてなおし、住民の生活を守り、福祉をすすめていくか、という計画であります。

町民のみなさんのご支援をえて、町長に就任して約半年がすぎました。

就任にあたりまして、町政担当の指針に「住民福祉最優先」を原則とし、このため政策の目標を住民の底辺におき、住民の要望を総点検し、これを政策化するための積極的な行動と、勇断をもって政治的実験の可能性を追及することを約束しました。

この公約を果すため、地区ごとの住民との対話集会を計画し、今日までに十地区で実施してきました。また、四月には町勢振興総合計画の基本構想を示して、諮問機関の検討をすすめております。

さらに、六月一日付で役場内の機構と人事の改革をおこない、行政の体制と職員の人心の刷新をすすめて

おります。

こうした施策がおしすすめられているのは、ひとえに町議会関係者や職員の理解と協力とともに、町民のみなさんの支援によるものと感謝しているところであります。

とくに着任早々から手がけております町勢振興計画は、

町政の“道しるべ”づくり

住民調査にご協力を

町長 池 永 輝 昭

町の起死回生にかかわる事業と決意して取り組んでおります。

これまで十地区の住民との話合いのなかでも、この計画にたいする住民の意見が出されるのを期待しましたが、卒直に申しあげて、住民から出された意見はきょう、あす

町当局ではすでに、町長の相談機関として、町内各界の代表者でつくられた「総合計画審議会」が四月に発足し、町長から示めされた計画の基本的な考えを中心に審議がすすめられています。

こうした施策は、もとより行政当局の重大な責任であり任務であります。住民福祉を第一とするたてまえが

料となるものであります。

調査にあたっては、支所長や駐在員のみなさんをはじめ町民各位にわずらわしいお手数をかけますが、町政をよりよくすすめるための“道しるべ”づくりであり、住民の町政参加の一つの姿でもあることを認識いただき、この調査の成功のために、協力くださいますよう切望するものであります。

らして、全住民の意見が十分もりこまれることが大切です。そこで、“あなたの生活と意見をきく”住民調査が全世帯にむけて実施されることになりました。

この調査の目的は、これからの町づくりの計画に住民の意見をもりこむためとともに産業振興、土木建設、教育文化など、すべての日常行政をすすめるにあたっては「住民の生活実態と意見」として生かしていこうというものであります。

この住民調査の実施については、五月三十日の支所長駐在員会議で説明しましたが、改めて全住民のみなさんに調査の目的や調査内容をお知らせして、調査の成功のための理解と協力をおねがいするものであります。





あなたの生活と意見をききます

調査の指導は大学の先生 集計にはコンピュータ

しくみ

町の地形や土地の状況、水の利便、道路の状態、産業や資源の実態などは動かぬものから資料もあり、すぐわかりますが、流動的はげしい住民の実態やその考えと意見は、こうした調査によらなければ、これを全体的に、つかむことは困難であります。

この調査を実施するために町は「住民調査委員会」をつくり、町長を会長とし、各支所長を委員として調査の計画や実施について協議します。

ために事務局を設け、教育長を事務局長とし、教育委員会学校、公民館、町役場関係担当者で構成メンバーとして、具体的な作業をすすめます。

読んで〇を書くアンケート 回答は無記名

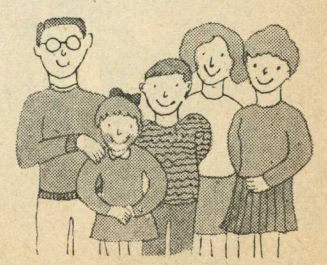
方法



調査はアンケート方式でたずねることの回答がすでに書かれており、読んで〇印を記入するだけのかんたんなものです。しかも回答者は無記名でよいことになっております。

調査の対象をどのようにするか、については調査の目的や内容でいろいろな方法があります。

主人・主婦・子ども 日をかえて調査 対象

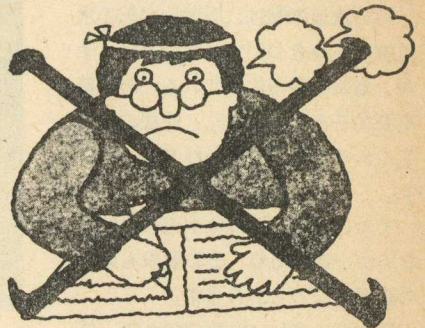


7月中旬に実施 十二月に報告書 日ど

調査の実施はだいたい次の日程で行われます。 小中学生 7月10日から13日の間 世帯主 7月17日から22日の間 家庭婦人 7月24日から29日の間

やさしいおたずね 気軽るにできる回答

調査の内容



アンケートの文章は、小関先生がわかりやすくつくってくださりますが、町当局としては次のことがらを調査することで、町勢振興政策はもとより住民福祉増進にかかわる、すべての行政の資料としておとります。

▼世帯主へのおたずね▲

1、住民構造

町政の基本である住民福祉をすすめるには、まず住民の家庭がどんな家族で構成されどこで、どんな仕事をしているか、どんな家に住んでいるかを知る必要があります。

2、地域社会に対する考え

住民が赤池町という地域に對して、どんな考えで住居しているか。永住する考えの人

3、くらしの状況

住民は家族のうちだれの収入で生活しているか、生活に困ったことがあったか、それはどんな理由だったか、どうして解決したか、また生活の余暇をどんな趣味、娯楽をもっているか、などから産業政策や文化政策の役に立つ資料がえられます。

4、自治意識

民主的な町政をささるるもの

5、子ども

カギっ子、非行、進学、就職など、こどものことでは頭をなやましています。これはこどものある人はもちろん、ない人も重大な社会問題であります。

6、町の行政

住民の心に町の行政はどのようか、どこに不満があるか、何を希望しているか、をつかむことはサービス行政の改善のためにより資料となります。

7、町の将来

このことは重要です。町の将来についてどう考えているか、もっと積極的には、どうしたら町は発展すると思うか それにはどんな政策をとった



お母さんとおたずね

1、おあさんの生活 婦人の就業がふえていることに、婦人の主な仕事は家事や育児のほかに働くことが加わっています。赤池町ではどうなっているでしょう。

2、こども

育児、しつけをはじめ、ほとんどこどものことをまかされている婦人の立場から、こどもをどう見ているか、ということは、家庭教育の在り方や、学校とのむすびつきを考

3、お母さんが見た地域社会

婦人の立場から見た赤池という地域社会はどんなものだろうか、これは男性の見る眼とはちがった姿で写っているかも知れません。男性は主として大きな眼で社会的に見ることが多く、女性

当局には一番聞きたい住民の意見であります。

1、からだのこと こどもたちは第一に健康であるかどうか。どこか病気がないか、治療はどうしているか。

2、くらしのこと

学校はたのしいか、家では

みんなで 新しい町づくりの 図面をひこう



新しい町づくりの代表者

Ⅱ 総合計画審議委員 Ⅱ

委員長 池田勝氏

赤池町では新しい町づくりのための、総合計画審議委員会という町長の諮問(しもん)機関ができて活動しています。その委員の顔ぶれは次のとおりです。(敬称略)

- 委員長 池田勝(農業委員代表)
- 副委員長 上村大次郎(医師会代表)
- 委員 定宗美義(議会代表)
- 太田勝治(同)
- 西村正人(同)
- 伊川重彦(同)
- 太田亀作(同)
- 加治馨(教育委員代表)
- 山尾繁夫(同)
- 長野竜次郎(農業委員代表)
- 浦田鷹彦(区長会代表)

山本宗彦(商工会代表)

池田利文(文化団体代表)

小松徹(同盟代表)

山下次男(失対代表)

森千代子(婦人会代表)

村上博美(青年代表)

戸次正則(商工青年代表)

岩佐桂助(観光委員)

池田範次(学識経験者)

熊谷信孝(同)

太田敏生(同)

以上二十二名

便利な納付組合方式 駐在単位で結成

正しい徴収のしくみになったものの、税務課の取組が各戸に集金にまわるにはいろいろな問題が生じます。第一に昼間各戸を訪問しても不在の家が多いことです。これは仕事に出ていく婦人が多くなったためです。第二に、このため夕方から夜間にかけても集金にまわらねばなりません、そうなる

と職員の時間外労働がふえ、その労働賃金が大きくふくれあがり、一万円集めるのに何千円もの集金のための費用がかかり、徴収の効率が悪くなって水道事業の赤字がますますひどくなります。さらに、こんなことがつづけば水道料金にまで影響しかねないと心配されます。

集金 個人委託はとりやめ 水道料金は税務課で

これまでの水道料金は、市場・赤池地区では民間の個人に委託して戸別に集金しておりました。ところが、六月一

日から役場の機構が改められ民間委託をやめ、税務課で徴収するようになりました。これは、水道料金は公営企業(地方公共団体である町が経営する事業)の利用料でありしたがって、税金などと同じような公金であります。その公金を民間の個人にまかせるのはよくない、という考えによるものです。そこで、税務課が町民税や固定資産税や国民健康保険税のほか、すべての公金となるもの(税外収入といいますが)を徴収すること

になったわけです。

いつでも どこでも きれいな水道

目標達成 みんなの協力で

町の水道事業は、旧赤池炭鉱の水道施設をひきついで行われていますが、施設が老朽化しているため改善を要するところが多く、住民のみなさんに迷惑や不便をかけております。

また、上野地区には水道のないところが一部にあり、その建設も緊急の課題となっております。

町では、苦しい財政のなかで、住民の苦情や不便を一日も早くなくするために努力をしております。

水道問題では、施設の改善や普及のほかに、いま一つ住民のみなさんに協力をおねがいしたいことがあります。

それは水道料金の支払いと集金についてであります。

この方法は、町税や国民健康保険税、国民年金の掛金などの納入を、納税組合や農協や婦人会などの団体で取扱っています。それが同じ方法

です。

料金とは水道事業の財源 支える住民の協力

税務課が呼びかけているのは、駐在単位にこの納付組合をつくらせて、駐在員が世話人に組合代表になってもらい、納付書(料金の通知書)の配布と料金の集金をおねがいするということ

です。また納付組合には納付総額の3%を取扱い手数料としておわたしすることになっております。

町の水道事業は徴収された水道料金だけでまかなうのがたてまえになっております。したがって、料金が順調に集まらなかつたり、集金にたくさんの費用がかかたりしては、水道事業の改善がそれだけおくれ、住民にながく迷惑や不便をかけることにもなります。

いつでも、どこでも、きれいな水がふんだんに使える水道にするために、住民のみなさんご理解とご協力をおねがいいたします。

